

各指定就労移行支援事業所運営法人代表者
各指定就労継続支援A型事業所運営法人代表者
各指定就労継続支援B型事業所運営法人代表者
各指定就労定着支援事業所運営法人代表者
(岐阜市所管の事業所を除く。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

令和5年度における就労系障害福祉サービスの基本報酬（新型コロナウイルス感染症対策特例）に関する届出書について（照会）

日頃から、本県の障害福祉施策の推進に御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、令和5年度における就労系障害福祉サービスの基本報酬算定に係る実績の算出については、「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について」（令和3年3月30日障発0330第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた間の実績を用いないことも可能としております。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた間の実績を用いない就労系障害福祉サービス事業所については、別紙「令和5年度における就労系障害福祉サービスの基本報酬（新型コロナウイルス感染症対策特例）に関する届出書」を県に提出し県が認めた場合に新型コロナウイルス感染症の影響を受けた間の実績を用いないことを可能とします。

つきましては下記に留意いただき、提出いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 届出対象支援 就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援
- 2 対象事業所 (1) 令和5年度における就労系障害福祉サービスの基本報酬算定に当たって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた間の実績を用いない事業所
(2) スコア方式による就労継続支援A型サービス費の算定において、「労働時間」のスコア算出に当たり、「令和元年度」もしくは「平成30年度」の実績を用いる又は「生産活動」のスコア算出に当たり、前年度を「令和元年度」に置き換える事業所
- 3 届出期限 令和5年4月30日（日）
- 4 届出先 ・岐阜圏域（羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町）に所在する指定事業所
→ 岐阜県 岐阜地域福祉事務所

- ・ 上記以外の指定事業所
- 岐阜県健康福祉部 障害福祉課

5 届出方法 下記県ホームページ中のオンライン回答フォームより、ご回答ください。

なお、回答フォームは、届出先（上記4）により異なりますのでご注意ください。

【県ホームページ】

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/289500.html>

※ 岐阜市から指定を受けている事業所については、岐阜市障がい福祉課へ届出を行ってください。

○本通知に係る問い合わせ先

※問い合わせ先は上記4のとおり、届出先により異なります。

所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課 事業所指導係		
係長	若原	担当	島田
電話	058-272-8302		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		

所属	岐阜県岐阜地域福祉事務所 福祉課地域福祉第二係		
係長	向井	担当	秋山
電話	058-272-8287		
E-mail	c22801@pref.gifu.lg.jp		